

「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意点について

帝京大学へ出願(入学)予定の皆様へ

2024 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「こども性暴力防止法」)が成立し、2026 年 12 月 25 日より施行される予定です。

この法律の施行日以降、こども(18 歳未満の者)に接する活動(実習、インターンシップ、ボランティア活動等)を行う前にこども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。

この手続きで当該前科が確認された場合、こども(18 歳未満の者)に接する活動を行うことができないため、実習が必要となる資格の取得ができなくなります。

これらの取得を希望している方は、本法律の趣旨や制度についてご理解いただいた上で、本学への出願および入学のご検討をお願いいたします。

※制度の詳細は下記をご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」